

令和7年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム研修

社会福祉法人じりつ

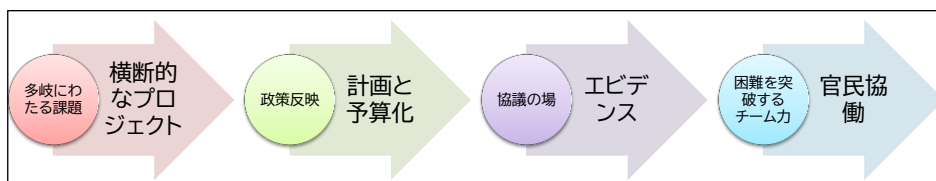
理事長 岩上洋一

厚生労働省 精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築支援事業委員長

1

「にも包括」と官民協働

- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されることを目指すこと理念としたもの。
- ・この理念の実現に向けては、精神保健福祉法のみならず、医療法、社会福祉法、障害者総合支援法、介護保険法、母子保健法、児童福祉法等の多くの法律が関連し、これらの法律に基づくサービスや支援等が精神障害者等に適切に提供される必要がある。
- ・多岐に渡る課題に対して、横断的な仕組みを通して、政策反映するために民間の力を活用する。



2

「にも包括」 御用聞きと根回し

御用聞き

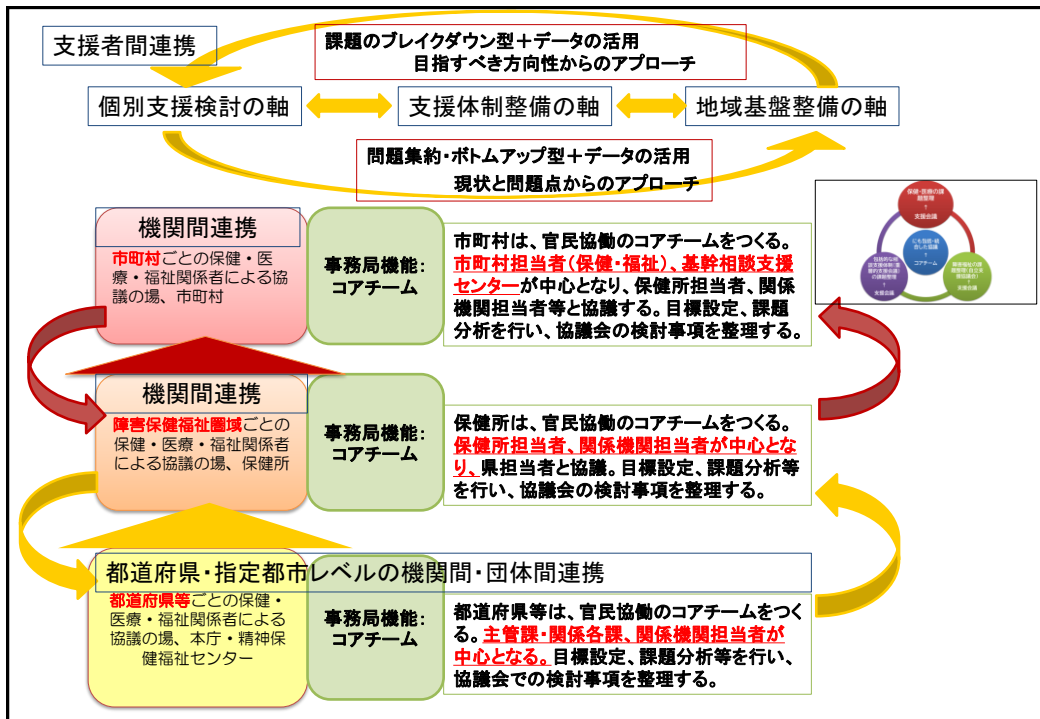
商店などで、得意先の用事・注文などを聞いて回ること。

根回し

成育した樹木を移植する際に、移植後の枯れを防ぎ活着、成育をよくするため、半年、ものによっては2年程度前にあらかじめ樹木の周囲を掘って根の一部を切断し、細いひげ根を発生させておくこと。

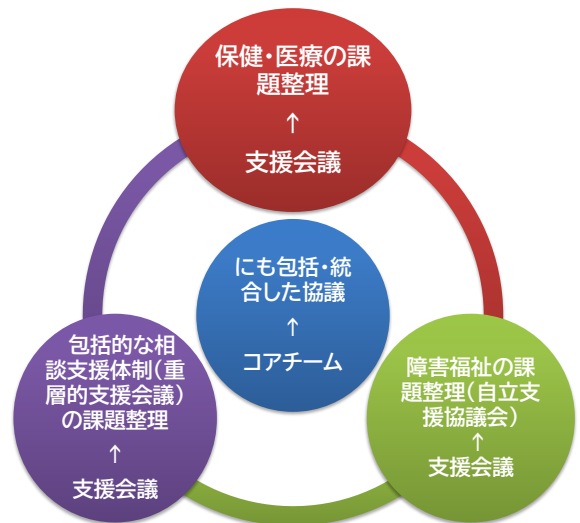
Weblio辞書国語辞典

3



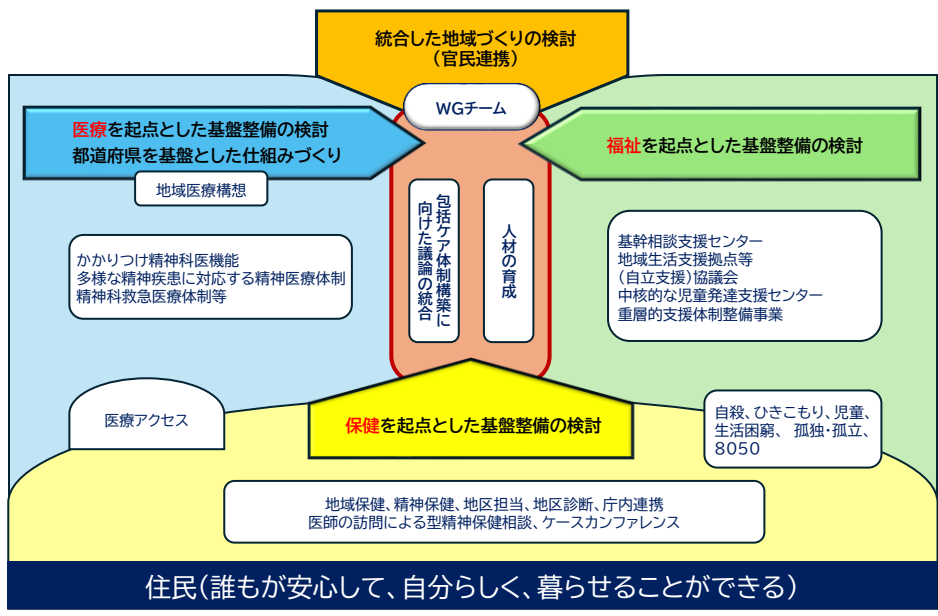
4

市町村「にも包括」協議の場



5

市町村「にも包括」の基盤整備



6

地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業)

出典 厚生労働省資料一部改変

厚生労働省ホームページ
重層的支援体制整備事業は、「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」として、社会福祉法に位置づけられています。既存のものとは別の新しい相談支援機関や、地域の拠点を設けることが目的ではありません。既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくるのが目的です。重層的支援体制整備事業の財政支援において、既存の各制度に基づく補助金等を含めて一括して交付する仕組みとしているのも、このような趣旨を踏まえたことです。

地域共生社会の実現（第4条第1項）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握・連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制
①地域住民同士が支え合う機能
②支援関係機関が連携して支援を行う機能
③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国473箇所（R7年度予定）)

2

7

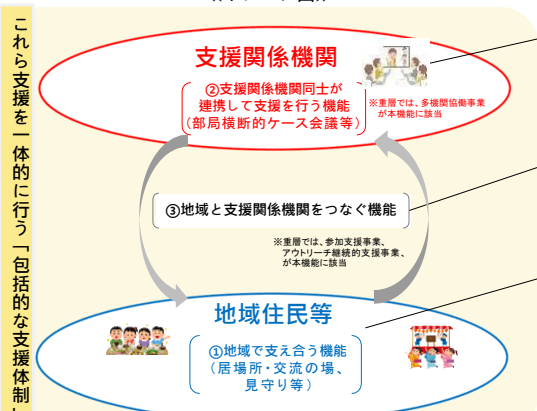
包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

出典 厚生労働省資料

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
(※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（1～3号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

＜＜イメージ図＞＞

＜＜現行条文との関係＞＞



◎106条の3第1項第3号
三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎106条の3第1項第2号後段
二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎106条の3第1項第1号・2号前段
一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項）
(注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

3

8

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 - 手段が目的化していませんか？	
× よくある誤解 ○ 本当は「こうだった」 出典 厚生労働省資料から抜粋	
×	重層的支援体制整備事業は、新しいものをゼロから作り上げる事業だ。
○	重層的支援体制整備事業は、これまで行ってきた事業では、対応できなかった課題を解決したり、これまで行ってきた事業をよりやりやすくするための事業だ。 * これまで行ってきた事業での蓄積は、すべて「財産」。なかったことにするのは「もったいない」。 * そもそも人口減少社会では、今ある資源／限られた人員で対応できるようにしないと、立ちゆかなくなる。
×	重層的支援体制整備事業は、全市町村で実施すべき事業だ。国もそう言っている。
○	もともとの目的である、「包括的な支援体制の整備」を行うための手段は様々。国は「全市町村で実施すべき事業だ」とは言っていない。（社会福祉法上も実施は任意とされている。） * 必ずしも重層的支援体制整備事業による必要はない。 * これまで行ってきた事業で課題が生じていなければ／もっとこうしたいという思いがなければ、重層的支援体制整備事業に取り組む必要はない。（取り組んでも効果はない。）
×	複雑・複合なケースに対応するためには、ワンストップ窓口を作ればいい。
○	本当にワンストップ窓口でなければ対応できないのか？ * これまでも、既存窓口では、対象者以外から相談があったら適切な窓口を案内していたはず。高齢者とひきこもりの子の世帯があったら、地域包括支援センターは、ひきこもりの子のことを「見なかったことにした」ことはないのでは？ * 既存窓口間の連携が取れていれば、ワンストップ窓口でなくても対応できる。 * またそもそも、1つの窓口・1人の職員が、すべての制度を理解して、適切な案内ができるようにするのは極めて困難。かえって支援の質が低下したり、担当者が疲弊する。
×	複雑・複合なケースは、多機関協働事業者にすべてまかせればいい。
○	まずは、既存窓口で対応することが前提。 * 重層的支援体制整備事業は「体制整備事業」であって、「支援事業」ではない。複雑・複合なケースが解決されればそれで終わりではない。人口減少社会の中、支援者側が減っても複雑・複合なケースにも対応できる「体制」を作っていくことが重要。 * 多機関協働事業者は、支援者間の調整をして、支援体制を作ることが仕事。新たな「縦割り」を生み出したいわけでもない。基本的には支援対象者本人に直接接しない。 ＝いずれは、多機関協働事業者に頼らずとも、既存窓口同士で対応できるようになることが理想。 ＝多機関協働事業者につなぐべきケースは何かのかを関係者間で考え、ケースを減らしていくという意識が大切。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 - 手段が目的化していませんか？ まとめ	
出典 厚生労働省資料から抜粋	
大切にだけど忘れがちなこと	
★	「（国が示した）手段をやればうまくいく」はずはない。大切なのは「何のためにやるのか」。手段は目的に照らして「選ぶ」もの。
★	「○○をやらなければならない」という人に対しては、まず「どうしてそう思ったのか」をたずねる。（何事も鵜呑みにしない。）
★	思考を停止しない。決められたこと・書かれていることをこなすだけが仕事ではない。 今地域で何が起きていて、それに対して、行政として、何のため・誰のためにどういう手段でやるのか、常に考え続ける。
★	地域住民を含め、全ての関係者とともに、以下を行っていく。 ① 自分たちの言葉で、自分たちが地域で生きていくにあたり、必要な「包括的な支援体制」とは何かを語れるようにする。 ② 体制整備に関連し、今誰が・誰と・誰に向けて・何をやっているのか、そこにある課題や現状認識をしっかりと行う。 ③ これまで行ってきたことに加えて、+ αでやらなければならないこと・やりたいことは何かの、話し合う・実行する。 ④ 定期的に振り返り、やらなければならないこと・やりたいことを考え直して、実行する。
↓	
★	これらはすべて少し考えれば「当たり前」の話。 「役所の担当者」、「専門職」・・・ 一度自身の肩書きからも、「事業をどうするか」からも離れ、「一住民としてどういう風に生きていきたいか」考えることが大切。
すべては「このまちでどういう風に生きていきたいか」。 そんな大事なことを国にすべて任せてもいいのか。自分たちで考えるべきことではないか。	

こんな時、ぜひご活用ください！

- 地域共生社会や包括的な支援体制の整備の理念を知りたい。
- 包括的な支援体制の整備の担当者となったものの、誰と対話すればよいか、どう進めたら良いかわからない。
- 包括的な支援体制の整備に係る関係者と一緒に研修会を実施したいので活用できる教材がほしい。
- わがまちで重層事業を実施する必要があるかどうか、検討するための材料がほしい。

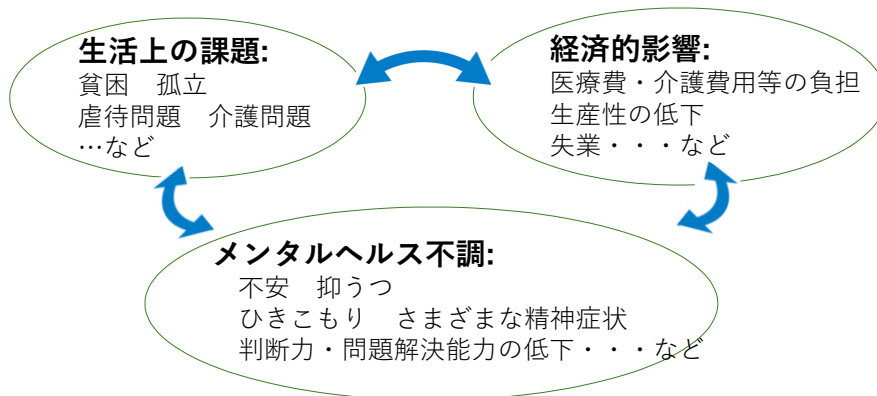
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/index.html



27

11

生活上の課題とメンタルヘルス不調

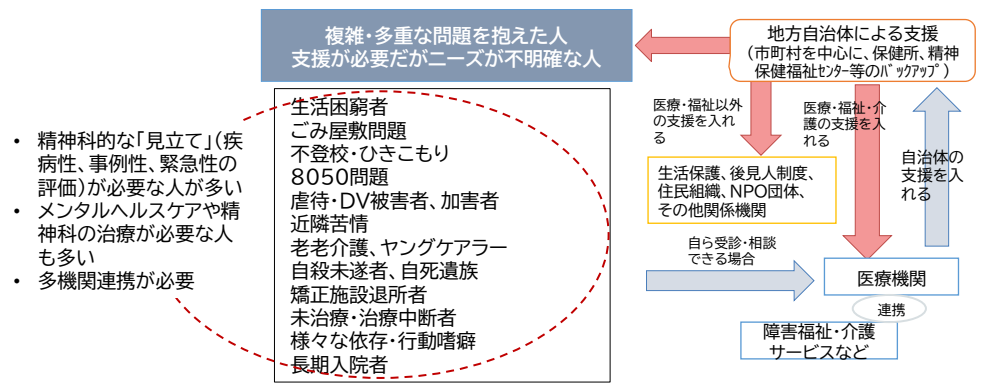


出典：Thorncroft G and Tansella M: Better Mental Health Care 一部改変

資料提供 NCNP 藤井千代

12

地域におけるさまざまな課題・支援ニーズへの対応



出典：第3回精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会 資料2 一部改変

資料提供 NCNP 藤井千代

出典 厚生労働省資料
令和7年5月28日

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。

◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
- ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
- iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
- iv. 地方創生等政府方針との連動

② 包括的な支援体制の整備に向けた対応

- i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
 - ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
- ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
- iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
- iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
- v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等

③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化

② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設

- ※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援

③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進

② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】

② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築

② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

1・地域共生社会の更なる展開に向けた対応

(2) 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

① 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業

【検討会議での意見等】

- 包括的な支援体制の整備については、自治体へのヒアリングにおいては（略）、
 - ・ 都道府県が所管する保健所、児童相談所、子ども・若者総合相談支援センター、精神保健などとの連携を進めてほしい。との意見があった。

【対応の方向性】

(iii) 都道府県における包括的な支援体制の整備

- 都道府県における包括的な支援体制の整備に係る責務を再確認するとともに、**精神保健や児童虐待、難病等の相談支援の実施主体として市町村の包括的な支援体制の整備と連携する必要性を明確化する必要がある。**

6・終わりに

- 地域共生社会の実現に向けた取組はこれから本番である。2040 年に向け、社会構造が大きく変化していく中で、これまで社会において頼りとしてきた地縁・血縁・社縁といった繋がりはますます弱くなり、孤立化はさらに進んでいくことが想定される。こうした流れの中で、全国の地域とそこに住む人々の暮らしを守っていくためにも、人と人が支え合う、新たな繋がりを生み出すことの価値と意義を提唱し続け、そして、実行に移していく必要がある。その際、単に制度を作り、それを実行していくだけでは、全ての人にとって包摂的な社会にはなり得ない。地域住民の主体性を基礎に、どのような地域にしたいかを自ら考え、今ある人や資源をつなぎあわせ、必要であれば新たに創り出す中で地域を創っていくことがこれからの社会には不可欠である。

地域共生社会を実現していくためには、福祉施策の範疇にとどまらず、地域と行政が一丸となり、政策のみならず、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げる次なるステージに進んでいかなければならない。そのためには、包括的支援の構築を地域に委ねるだけでなく、各府省庁・自治体の庁内連携の促進、庁内外における対話等を通じて協働・連携の輪を広げていくことが重要である。

21

15

市町村の障害(児)者支援体制の中核となる機関は？

市町村の障害福祉主管課 + 基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等・(自立支援)協議会 + (中核的な児童発達支援センター)

- ・ 市町村の障害福祉施策を推進するために、相談支援専門員をつくり、地域づくりの根拠が必要で協議会をつくった。
- ・ **基幹相談支援センター**について、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。

→ 基幹相談支援センターの中核的な機能としての「③ 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援」「④ (自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務」を行う体制をつくる。

- ・ **地域生活支援拠点等**を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。

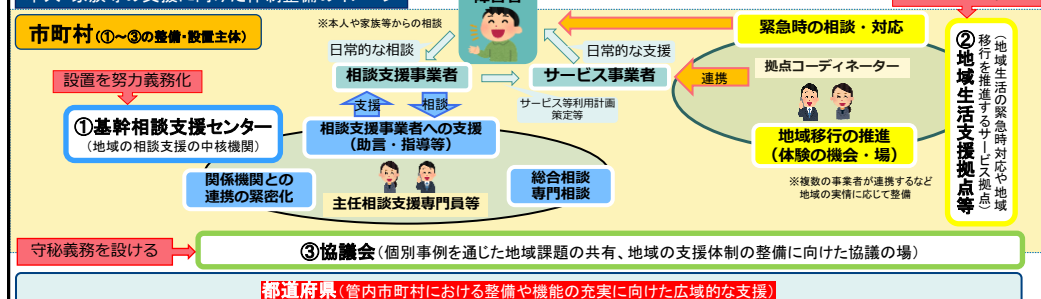
→ 拠点等のコーディネーターを相談支援事業所の地域生活支援拠点等機能強化加算で予算化する。

・ 協議会

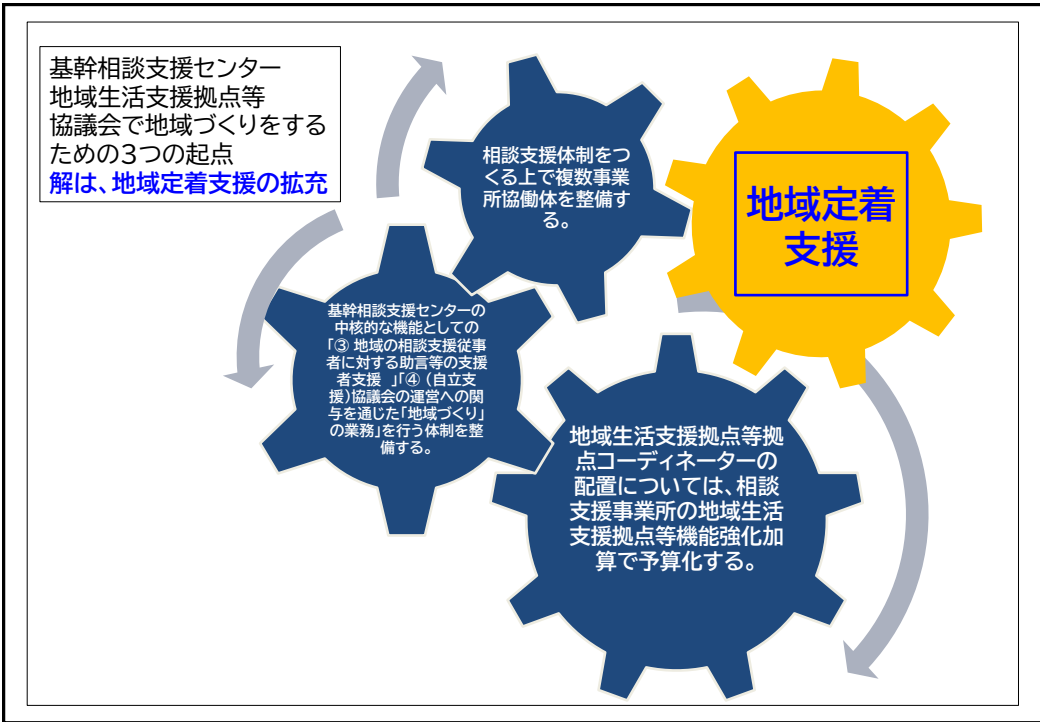
→ 障害福祉施策を推進するために、相談支援専門員をつくり、地域づくりの根拠が必要で協議会をつくった。

→ 相談支援体制をつくる上で複数事業所協働体の整備について協議する。

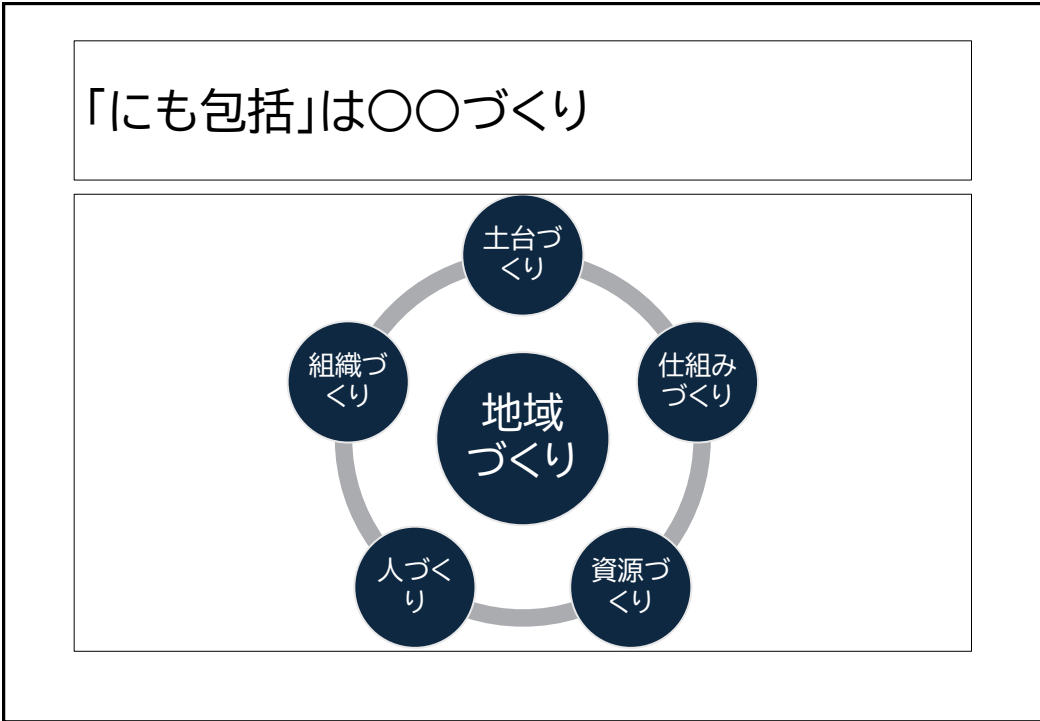
本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



16



17



18